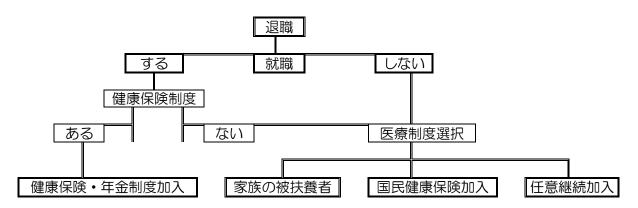
# 退職後の医療保険制度について(令和5年4月1日現在)

## ■ 「医療保険手続き」はどうするの?

## ▶退職後、組合員の進退により違ってくる。



#### ▶再就職先の健康保険に加入

- (例) 令和5年度の再任用短時間勤務職員の勤務形態
- ①週15時間30分 ②週19時間10分 ③週23時間15分 ④週28時間45分 健康保険、年金制度に加入できるのは③と④になる。

#### 【厚生年金・健康保険の適用条件】

- ※ 週所定労働時間が概ね30時間以上の労働者。
  - 平成28年10月から週所定労働時間20時間以上、月額賃金8.8万円以上(年収106万円相当以上) 勤務期間1年以上見込みで、従業員105人以上の企業に雇用される短時間労働者にも適用拡大されるようになった。
- ※ 再就職先で事前に健康保険制度に加入できるのを確認する必要がある。
- ※ 引き続き学校に勤務される事となっていても健康保険の手続きは必要。

#### ▶家族の被扶養者になる

被扶養者となるための要件として、収入額・.同居等の一定の条件が必要。被扶養者に認定された方は、 その家族が加入している健康保険の医療給付が受けられる。

※ 保険者により認定要件の相違があるので、家族の勤務先で確認する。

#### ▶国民健康保険に加入

前年度所得等により保険料を算定するので、退職年度に通常勤務された方は相当の保険料が 必要となる。

※ 所得割、資産割、均等割、平等割の4つのポイントから保険料を算出する。 市町村国民健康保険の最高限度額は約80万円「介護保険料含む」。

## ▶任意継続組合員制度「公立学校共済組合」に継続加入

任意継続組合員申出書などの書類を提出後、健康保険料を納付することにより2年間、現職中とほぼ同様の短期給付が受けられる制度で、保険料は全額本人負担となる。

- ※ 標準報酬月額による、1年間の保険料は約49万円前後。
- ※ 現職中に被扶養者として認定されている者は、引き続き扶養する必要がある状態の時は被扶養者として認定。
- 注意 任意継続組合員制度は健康保険のみの加入となるので、60歳未満の者は国民年金制度に加入する手続きが別途必要となる。
  - ※ 「年金制度」・「医療保険制度」については、公立学校共済組合徳島支部の資料を参考。

# 特 集 年 金 制 度 について

退職後の生活保障である「年金制度」について、分かりやすくまとめてみた。尚、具体的な詳細について 知りたい場合は、学校事務の担当者又は県教委福利厚生課の給付・年金担当者に問い合わせるとよい。

- ■長期給付の種類 → 給付事由に応じて、3種類ある。【老齢】【障害】【遺族】
  - 1 老齢給付 → ①老齢厚生年金 ②老齢基礎年金
  - 2 障害給付 → ①障害厚生年金 ②障害基礎年金 ①障害手当金
  - 3 遺族年金 → ①遺族厚生年金 ②遺族基礎年金
    - ※ ①は共済組合からの支給 ②は日本年金機構からの支給

#### ■老齢厚生年金

65歳から受け取る年金を「老齢厚生年金」という。これに対して、年金支給開始年齢から65歳にな るまで経過的に特別に支給する年金のことを「特別支給の老齢厚生年金」という。

令和3年度末定年退職者からは、65歳からの支給となる。

▶満年齢65歳からの支給 → 老齢厚生年金 + 老齢基礎年金 + 経過的職域加算額(少額) 年金払い退職給付(極少額)

#### ■繰上げ支給制度 ← 知っておきたい制度である

受給開始年齢の引上げにより、60歳から年金を受給できない昭和28年4月2日以降生まれの方は、 60歳以降であれば、希望により1月当たり0.5%の割合で減額された年金を繰上げて受給することが できる。

**ここが大事** →繰上げ請求すると途中で取り消し元にもどすことはできない。 また、事後重症などによる障害年金の請求はできなくなるなど いくつかの制約があるので、十分検討の上請求するのがよい。 但し、退職後、再就職しない場合や自身の健康状態により繰上 げ支給を申請するのも選択肢の一つである。

<減額率>
30%
24%
18%
12%
6%

(公立学校共済組合支部の資料参考)

繰上げ支給の選択肢もある。 要は各自の事情等で、自分にとって有利な年金制度を選択

※ 今年度末退職者の場合(令和5年4月1日現在)

退職後

- ① すぐに満額繰上げ支給を選択 → 76歳頃までは、②より総支給額が多くなる
- ② 65歳に満額支給
- 76歳以降は、①より総支給額が多くなる